

英町商店街地区まちづくり協定

まちづくり計画の名称		英町商店街地区まちづくり計画
対象となる区域		本町2丁目、芳斉2丁目及び玉川町の各一部（主要地方道金沢港線の白銀交差点から六枚交差点までの沿道一宅地）
区域の面積		約1.1 ha
まちづくりの目標		本地区は、JR金沢駅に近接した地域住民密着型の商店街として活性化を目指し、「英町通りまちづくり委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、委員会が中心となって“多様な個性、ハイカラな町・英”をメインテーマとし、秩序と統一感のなかにも、活力と賑わいに溢れるまちづくりを推進するものである。
まちづくりの方針		まちづくりの目標実現に向け、地域住民及び事業者等が主体的にまちづくり活動に取り組み、 (1) 誰もが颯爽と闊歩するまち (2) 暖簾息づく“屋の字”のまち (3) まちづくりの担い手達の息づかいが聞こえるまち の3つを基本方針として、個性豊かで賑わいのある商店街形成を推進していきます。
住み良いまちづくりを推進するため必要な事項	用途の制限	次に掲げる建築物等を建築してはならない。 (1) 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号（風俗営業）に掲げる営業の用に供するもの (2) 同法第2条第6項第3号に定める興行場（俗称「ストリップ劇場等」）、第4号に定める宿泊休憩施設（俗称「ラブホテル等」）、及び第5号に定める性的物品販売業（俗称「アダルトショップ等」） (3) 建築基準法別表第2（ほ）項第2号に規定する勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類するもの (4) カラオケボックス（コンテナ形式その他これらに類するもの） (5) レンタルビデオ店
	高さの制限	建築物等の最高高さは、31m以下とする。
	建築物等の形態又は意匠の制限	(1) 建築物等 ・屋根の色は、黒・グレーを基調とし、また外観の色は、茶・グレー・白を基調とした落ち着いた色調とする。また、歩道からの段差を無くす等、バリアフリーに努めるものとする。 ・屋外に設ける建築設備（空調機器の室外機、オイルタンク）等は、設置位置や目隠しなどを工夫し、道路から直接見えないように配慮する。 (2) 屋外広告物等 屋外広告物等は自家広告で、地域の景観に配慮した素材やデザインで、次に該当するものとする。 ① 点滅等及び回転灯の類は、使用しない。 ② ネオン管を使用する場合は、光源を点滅させない。 ③ 電光表示装置は、設置しない。 ④ 壁面に表示する場合は、広告物等の上端は地盤面より6m以下とし、（ただしビル名等は除く）かつ合計表示面積は10㎡以下とする。 ⑤ 外壁から張り出して設置する場合は、一建築物につき1ヶ所までとする。また、外壁面からの張り出しを1m以内で、かつ下端は地盤面から2.5m以上とし、表示面積は10㎡以下とする。 ⑥ 独立広告物等を設置する場合は、高さは地盤面から6m以下とし、一面当たりの表示面積は5㎡以内とし、かつ、合計表示面積が10㎡を超えないものとする。 ⑦ 広告物等の表示面積の合計は、建築物の壁面の方向ごとに、当該壁面の垂直投影面積に1/10を乗じて得た面積（その面積が10㎡に満たない場合は10㎡）以内とする。

要 住 み 良 い ま ち づ く り を 推 進 す る た め に 必 ず な る 事 項	暖 簾 に 関 す る 定 規	個性的で統一感のあるまちづくりの推進のため、特に事業者は、自家広告として「暖簾」の設置について、次に掲げる事項を遵守のうえ、設置に努めるものとする。 (1) 暖簾は、日本の伝統的な素材、形態、色彩、デザイン等に工夫し、まちなみとの統一感を損なうことのないものとする。 (2) 暖簾の設置に当たっては、事前に「委員会」の了承を得ること。
	そ の 他	当該地域が美しく、安全な空間であり続けるよう、住民等は次に掲げる事項に努めるものとする。 ・法令を遵守したうえで歩道上に公共設置物以外の設置物を置く場合は、「委員会」の承認を得るものとする。 ・店舗外での商品の展示や陳列をする場合は、「委員会」の承認を得るものとする。 ・指定場所以外に自転車を放置しないよう管理に努めること。 ・定期的に当該区域の美化清掃に努めること。

- このまちづくり計画に基づいて、金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例第 11 条第 1 項の規定により、平成 13 年 2 月 28 日に地区住民等と金沢市長とでまちづくり協定を締結し、平成 29 年 3 月 30 日に一部変更しました。

- これらの基準とは別途に、「金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例」及び「金沢市屋外広告物等に関する条例」、に基づく手続きが必要となる場合があります。